

# まち再生基金(地域自立・活性化支援事業)

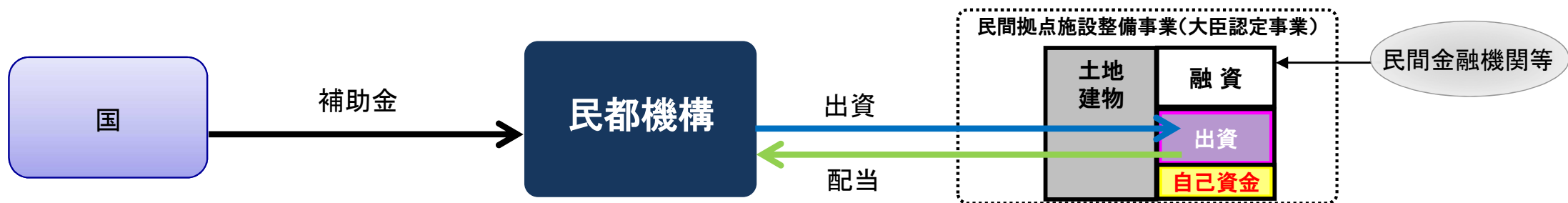
---

令和3年11月9日

国土交通省 港湾局

# 港湾民間拠点施設整備事業

○地域の自立・活性化を総合的に支援するため、広域的地域活性化法に基づき、港湾における拠点施設を整備する民間事業者に対し、(一財)民間都市開発推進機構が出資による支援を行う。



## 制度利用のための主な要件

### 【対象事業者】

- ・民間事業者(SPC)

### 【対象区域】

- ・臨港地区

### 【支援対象施設】

- ・広域的地域活性化法に基づく、拠点施設(会議・研修施設、観光施設、教養文化施設、教育施設、工業団地、スポーツ施設、交流施設、商業施設、医療施設、流通業務施設、ホテル、旅客施設等)

### 【支援限度額】

- ・次の①～③のうち、最も少ない額
  - ① 総事業費の50%
  - ② 資本の額の50%
  - ③ 公共施設、都市利便施設及び建築利便施設(エレベーター、共用通路等)の整備費

### 【支援要件】

- ・広域的地域活性化法に基づく、都道府県が定める広域的地域活性化基盤整備計画への位置づけ
- ・広域的地域活性化法に基づく、事業計画(民間事業者作成)に対する国土交通大臣の認定
- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うもの
- ・事業用地が原則0.2ヘクタール以上であること\*
- ・10年以内に配当等を行うことが確実であると見込まれること。

\*:三大都市圏の既成市街地等の区域における事業については0.5ヘクタール以上であること

## 事業例

“Onomichi U2” 尾道糸崎港西御所地区(県営2号上屋及び周辺)活用事業

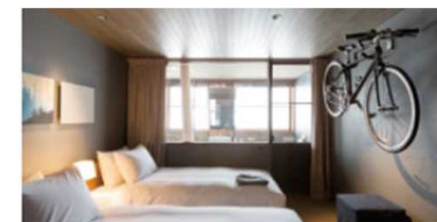
- 支援先 株式会社OU2
- 出資額 63百万円
- 事業概要  
県営上屋(港湾倉庫)をリニューアルし、日本初のサイクリスト向け複合施設としてホテル・物販の総合施設を整備。



全景



OU2の活用状況



サイクリスト向け宿泊施設

## 1. 事業の目的

尾道系崎港西御所地区の中央部に位置する県営上屋の躯体とその周辺を一体的に活用し、宿泊施設の運営、飲食物の提供及び物品販売などをはじめとした賑わいづくりに資するサービスの提供等を行うことにより、多くの人々が集う海際の賑わい空間を創出することを目的とする。

## 2. 施設用途

ホテル・飲食店舗・物販店舗

## 3. 認定事業者

株式会社OU2

## 4. 出資日

平成26年3月14日

## 5. 出資額

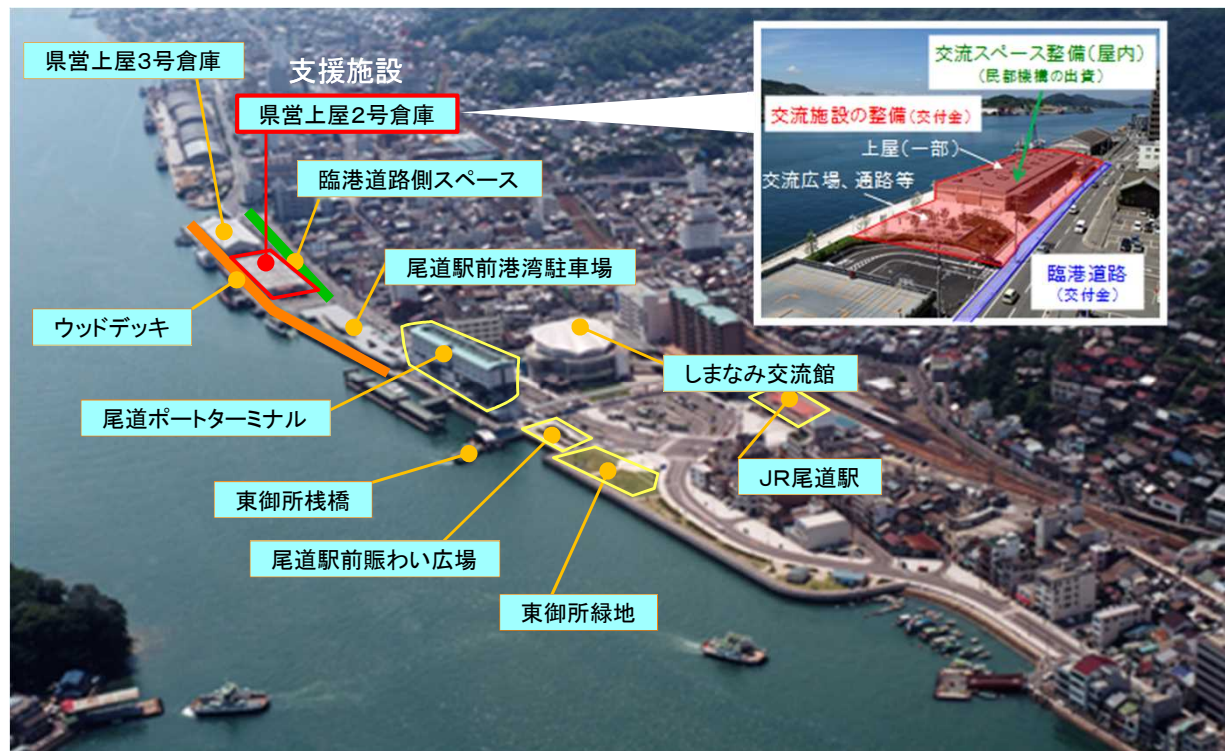
63百万円（資本金189百万円）

## 6. 構造規模

敷地面積：5,247m<sup>2</sup> 延床面積 2,693m<sup>2</sup>  
地上2階建 鉄筋コンクリート造



ホテル外観



ホテル内部（自転車の持込が可能）



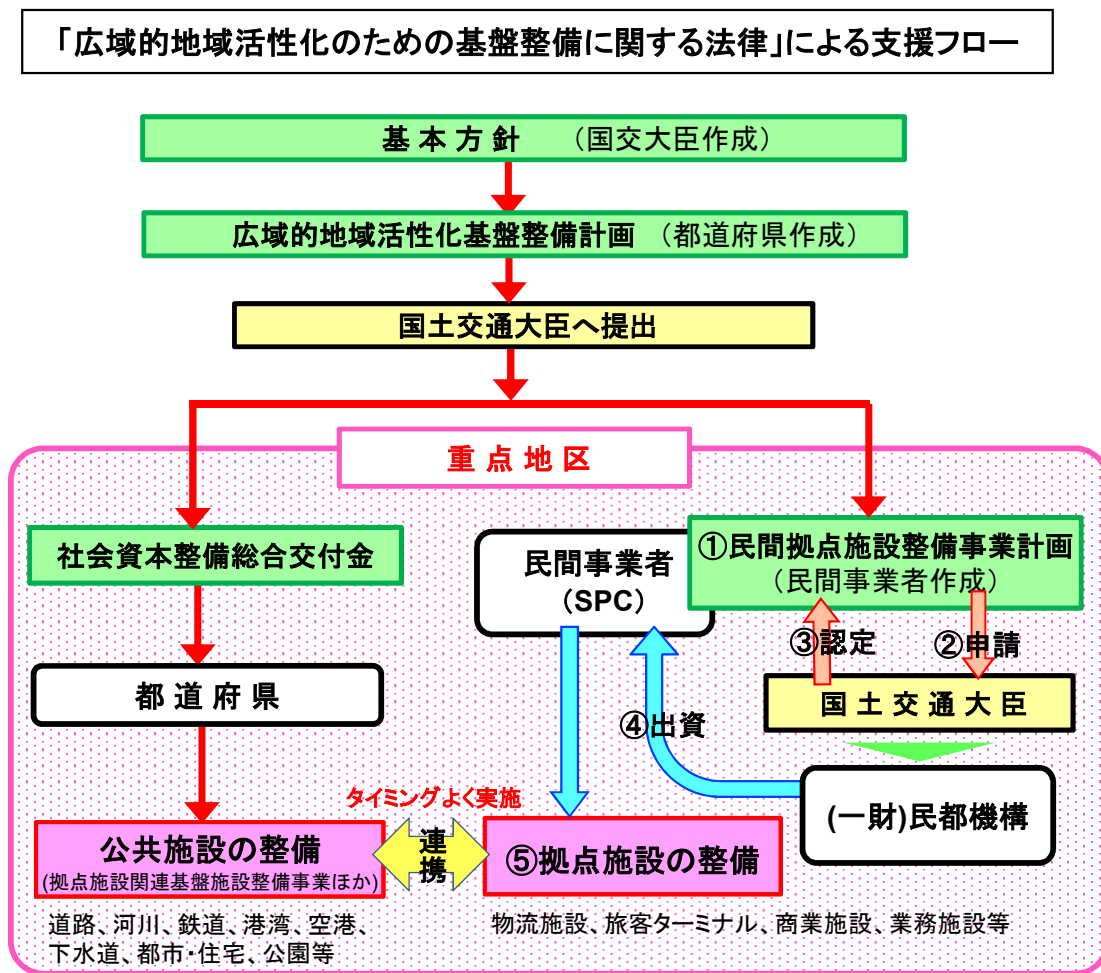
## 1. 法律の目的(第一条より抜粋)

全国各地域において広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化を図ることが重要となっていることにかんがみ、広域的地域活性化のための基盤整備を推進するため・・・(中略)・・・都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づく民間拠点施設整備事業計画の認定及び拠点施設関連基盤施設整備事業その他の事業又は事務の実施に要する費用に充てるための交付金の交付等の措置を講じ、もって地域社会の自立的な発展並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

## 2. 支援制度の主な流れ

- 複数の都道府県により「広域的地域活性化基盤整備計画」を作成。
  - ・拠点施設、拠点施設関連基盤施設整備事業、重点地区等を記載
  - ・国土交通大臣へ提出
- 重点地区において拠点施設の整備を行う民間事業者(SPC)により「民間拠点施設整備事業計画」を作成。
  - ・国土交通大臣へ申請し、認定事業者の指定を受ける
- 認定民間事業者に対し、民都機構が出資による支援を行う。
- その他、都道府県等は社会資本整備総合交付金により拠点施設関連基盤整備事業等の公共施設の整備を行う。

### 「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」による支援フロー



## 【参考】現行の広域的地域活性化基盤整備計画

策定計画数	重点地区を記載している計画	臨港地区の新規の民間拠点施設を記載している計画	備考
35計画	10計画	1計画	新規民間拠点施設： 県営倉庫のリノベーション

※令和3年10月時点

## 支援スキーム

